

食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく
行政措置の状況について（令和4年度～令和5年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示適正化係・取引適正化係

1 食品表示法及び景品表示法に基づく措置（詳細は2ページのとおり）

（事業者数）

区 分	食品表示法			景品表示法 ※1	
	命 令	指 示	指 導	措置命令	指 導
令和元年度	0	0	106	0	11
令和2年度	0	2	75	0	9
令和3年度	0	0	38	0	7
令和4年度	0	0	58	0	7
令和5年度※2	0	0	45	0	8

※1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※2 令和6年1月31日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（詳細は3～4ページのとおり）

区 分	特定商取引法に基づく措置			消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務 停止 命令	指 示	業務 禁止 命令	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
令和元年度	1	1	0	0	0	4	1	28
令和2年度	1	1	0	1	1	1	3	28
令和3年度	1	2	1	1	0	0	1	29
令和4年度	0	0	0	0	0	0	1	27
令和5年度※6	0	0	0	1	0	0	2	17

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づく不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導

※6 令和6年1月31日現在

食品表示法及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について
(令和4年度～令和5年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
令和6年1月31日現在

<令和4年度における法に基づく措置>

なし

<令和4年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
2件	32件	3件	6件	43件	4件	6件	5件	13件	28件	71件

【景品表示法】

種類別指導件数

不当景品類	0件
優良誤認表示	6件
有利誤認表示	1件
おとり広告	0件
合計	7件

<令和5年度における法に基づく措置>

なし

<令和5年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
0件	27件	1件	6件	34件	3件	3件	5件	7件	18件	52件

【景品表示法】

種類別指導件数

不当景品類	3件
優良誤認表示	4件
有利誤認表示	2件
おとり広告	1件
合計	10件

特定商取引法・消費生活条例に基づく行政措置の状況について
(令和4年度～令和5年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
令和6年1月31日現在

<令和4年度における法又は条例に基づく措置>

1 「北海道ダウンファニシング」こと大谷恭広 【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市豊平区平岸1条8丁目
(2)業態：訪問販売（寝具販売、布団リフォーム） ※個人事業者
(3)相談概要：「突然事業者から訪問があった後、その目的を明確にしないまま勧誘行為が行われた」、「消費者に交付した契約書に、契約の解除に関する記載がされていなかった」、「クーリング・オフの通知をしても応じてもらえなかった」等の苦情相談があった。
(4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
(5)公表日：令和4年4月28日

【令和4年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	12件
通信販売	7件
電話勧誘販売	5件
訪問購入	2件
その他（店舗等）	1件
計	27件

<令和5年度における法又は条例に基づく措置>

1 株式会社テーオーハウジング 【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：札幌市北区新川西2条6丁目2番22号
(2)代表者：代表取締役 小笠原 貞二
(3)業態：訪問販売（住宅リフォーム）
(4)行為概要：事業者は、札幌市及びその近郊において消費者の住居を訪問し、住宅の屋根や外壁などの修繕又は改築の役務提供契約の締結を勧誘し、消費者との間で当該契約を締結して住宅のリフォームを行っていた。
事業者は、消費者に対して、契約前にクーリング・オフの説明をせず、割引を提示して消費者の判断を急がせ契約を締結したほか、クーリング・オフの申出を拒否した。
(5)違反条項：①重要事項不告知（条例規則別表3(1)）
②冷静な検討を妨げる行為（条例規則別表4(10)）
③拒否等によるクーリング・オフの妨害（条例規則別表8(1)）
(6)措置：勧告（北海道消費生活条例第17条第3項、第4項）
【内容】
①消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項を提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結しないこと。
②消費者の意に反して、検討する時間や関係人に相談する機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結しないこと。
③クーリング・オフの権利の行使を妨げる行為をしないこと。
(7)処分日：令和5年4月28日
(8)公表日：令和5年5月2日

2 「アクアすまいる」こと山内真美 【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市白石区東札幌2条5丁目
(2)業態：排雪事業、住宅塗装事業、排水設備工事事業 ※個人事業者
(3)相談概要：消費者との排雪サービス契約の履行に際し、「約束した日に来ない」、「排雪が契約どおりに実施されない」、「電話をしても繋がらない」、「メールをしても返事がない」等の苦情相談があった。
(4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
(5)公表日：令和5年8月30日

3 株式会社 Nova Eight 【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市中央区大通西1丁目15番地3
(2)代表者：代表取締役 山本 祐太
(3)業態：電話勧誘販売（海産物）
(4)相談概要：海産物の電話勧誘販売を行うに当たって、「断ったがしつこく勧誘された」、「説明と異なる数量・価値の商品が届いた」、「契約書面が交付されていない」、「キャンセルなど折り返し電話をしてもつながらない」などといった苦情相談があった。
(5)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
(6)公表日：令和5年11月27日

【令和5年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	8件
通信販売	4件
電話勧誘販売	2件
訪問購入	1件
その他（店舗等）	2件
計	17件